

平成 21 年 7 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人 品質管理部
アカウンティング・サポート・グループ「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 21 年 5 月 29 日付で公表されました標記論点の整理（以下「論点整理」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 【論点 2-1】金融商品の測定区分の見直し（第 37 項から第 64 項参照）

(3) デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように区分すべきですか。

【意見】 我が国の金融商品の会計基準においては、企業のビジネスモデルを反映するために、保有目的により測定区分を設けられてきたと考えられる。その背景には、論点整理 51 項で指摘されているように、事業投資、金融投資に分類し、前者については公正価値評価による損益を認識せず、後者については公正価値評価による損益を認識する考え方があったのではないかと考えられる。

一方、IASB のディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の削減」（以下 DP という）では、公正価値で測定すべきかどうかを、キャッシュ・フローの性格（変動性が大きいかなど）により区分する考え方と、活発な市場で取引される金融商品であるか否かによる区分するといった金融商品の外形で測定区分を決定する方法が示されている。また、2009 年 7 月に公表された公開草案「金融商品：分類と測定」（以下 ED という）では測定分類を「基

本的な貸付金の特徴を有している金融商品」または「契約金利をベースに管理されている金融商品」とそれ以外の金融商品の2つに分類し、前者を償却原価で測定し、後者を公正価値で測定する案が示されており、測定区分を削減する案が示されている。このような外形区分による測定区分は、恣意性が働きにくく、財務報告の透明性を向上させると考えられる。

国際的には、金融危機を経て財務報告の透明性への懸念が高まっており、現行の測定区分（現行の満期保有投資金融商品、売買目的保有投資金融商品、売却可能保有金融商品）の削減による簡素化を中心に議論が進められている。金融危機を経験した現在の環境の下での企業のビジネスモデルを観察して、外形区分による測定区分をどのように反映すべきなのかを検討していくことが望まれる。

(4) 売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を縮小又は削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか。

【意見】 売却可能金融資産（その他有価証券）については、評価損益が損益に含まれず、実現時に損益に計上されることや、減損認識の判定に幅が生じることから金融商品の会計処理の複雑性が増し財務報告の透明性を低下させているという批判もある。また、この観点から、IASBのEDは持分金融商品（株式）に限定して公正価値の評価損益をその他の包括利益に表示する方法を選択することを認める案を提示している。

一方、売却可能金融資産（その他有価証券）の測定区分は、株式及び債券への中長期投資が含まれてきたと考えられ、それは企業のビジネスモデルを反映し、また我が国においては、収益の認識規準である実現主義の考え方も整合していたものであると考えられる。

売却可能金融資産（その他有価証券）の測定区分の縮小は、我が国の従来の中長期投資への考え方や会計基準の基礎概念に係ることでもあり、企業のビジネスモデルにも影響を与えることも予想される。今後、金融危機を経た経済環境の下で、企業のビジネスモデルを観察し、売却可能金融資産（その他有価証券）の測定区分を維持していくかどうかを検討すべきであると考えられる。

2. 【論点 2-2】 公正価値オプション（第 65 項から第 74 項参照）

(6) 公正価値オプションについてどのように考えますか。

【意見】 国際的な会計基準で適用されている公正価値オプションは、現行の測定区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを削減し、複雑な測定を緩和するために導入されている。国際的な会計基準においても、公正価値オプションの適用にあ

たっては企業のリスク管理戦略や投資戦略に従った運用を前提としており、財務報告の透明性を低下させているとは必ずしも考えられないこと、またヘッジ会計における複雑の削減にも有用であることから、今後、積極的に導入の検討をすべきと考えられる。なお、公正価値オプションの適用が、ヘッジ会計適用の回避として濫用されることのないよう、公正価値オプションにより会計上のミスマッチがどのように削減され、その有効性が維持されているのかについての運用上の指針については検討することが望まれる

3. [論点 2-4] 減損処理の取扱い (第 84 項から第 121 項参照)

(1) 我が国の減損処理の基本的な考え方について、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

(2) 減損損失の認識及び測定としてどのような方法が適切と考えますか。

【意見】 我が国では、収益性の著しい低下により投資額の回収が見込めなくなった場合において、帳簿価額を切り下げる処理を減損処理とし、有価証券については、原則として時価が著しく下落して回復することが見込めない場合に減損処理が行われている。国際財務報告基準では、有価証券に限定しているわけではないが資産の当初認識後に発生した一つ又は複数の事象（損失事象）の結果としての減損の客観的証拠がある場合を、減損のトリガーとしている。また米国基準では、有価証券については公正価値が取得原価又は償却原価を下回る減損の状態が一時的でない場合を減損のトリガーとしている。それぞれの基準の背後には帳簿価額の回収が見込めない場合の簿価の切り下げとみる考え方があると考えられるが、減損のトリガーがそれぞれ異なっており、コンバージェンスの観点から検討を進めるべきと考えられる。

(3) 減損処理後の会計処理に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【意見】 論点整理 117 項が示しているように、現行の我が国の会計基準では、減損の意味を収益性の著しい低下により投資額の回収が見込めなくなった場合において、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を切り下げる考え方とっており、この考え方からは減損損失を戻し入れは認めないこととすることがより整合的であると考えられる。

4. [論点 3-2] ヘッジ会計の方法 (第 147 項から第 163 項参照)

(15) ヘッジ会計の方法を見直すべき点があるとするれば、どのような方法が適切と考えますか。

【意見】 論点整理 148 項に指摘されているとおり、我が国の会計基準においては、公

正価値評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる繰延ヘッジ会計が原則とされている。ただし、その他有価証券の時価をヘッジ対象とするヘッジについては、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益と同一の会計期間に認識する公正価値ヘッジを適用できるとされている。ヘッジ会計の簡素化を図る前提として、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、現行の繰延ヘッジ会計を基礎とする考え方から、公正価値ヘッジとキャッシュ・フローヘッジに分類してヘッジ会計を整理しておく必要があると考えられる。

5. [論点 3-3] ヘッジ会計の簡素化の可能性 (第 164 項から第 211 項参照)

(17) ヘッジ会計は複雑と考えますか。もし、複雑であれば、どのように対処すべきと考えますか。

【意見】 論点整理 166 項で指摘されているように、米国基準においては FAS 第 133 号改正公開草案でヘッジ会計の緩和化が具体的に提案されているが、今後、我が国においても有効性の評価方法の緩和化とともに、ヘッジ会計の中止の取扱い、ヘッジ対象の絞込み、簡便法などの見直しの検討を行っていくことが重要であると考えられる。

以上